

Title	IFLA/FRBRとISWC, ISTCのwork概念の比較
Sub Title	Comparison between concepts of "work" in IFLA/FRBR and in ISWC and ISTC
Author	菅野, 育子(Sugano, Ikuko)
Publisher	三田図書館・情報学会
Publication year	2000
Jtitle	Library and information science No.44 (2000. ),p.27- 41
JaLC DOI	
Abstract	IFLA / FRBR ( Functional Requirements for Bibliographic Records ) provides a structured framework ( conceptual model ) for relating the data which are recorded in bibliographic records to identify information resources . IFLA / FRBR has 4 bibliographic entities ( work , expression , manifestation , item ) in its conceptual model . ISWC ( ISO Z 57071nformation and documentation - International Standard Musical Work ) and ISTC ( ISO / CD 210471nformation and Documentation—International Standard Textual Work Code ) provide efficient means of identifying musical and textual works to trace usage in any media for the rights societies on an international level . Both IFLA / FRBR and ISWC , ISTC have the same word “work” to denote their objects of identification . By comparing how the word “work” is used , this paper attempts to clarify the differences of identification criteria on information resources between the bibliographic community and the rights societies . ISWC and ISTC do not use the word “work” in the same way as IFLA / FRBR does . The scope of “work” in ISWC and ISTC corresponds to both “work” and “expression” levels in the IFLA / FRBR conceptual model . The differences in meanings of the two usages of “work” come from the different positions to information resources .
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00003152-00000044-0027">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00003152-00000044-0027</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## IFLA/FRBR と ISWC, ISTC の work 概念の比較

### Comparison between concepts of “work” in IFLA/FRBR and in ISWC and ISTC

菅野育子

*Ikuko Sugano*

#### *Résumé*

IFLA/FRBR (*Functional Requirements for Bibliographic Records*) provides a structured framework (conceptual model) for relating the data which are recorded in bibliographic records to identify information resources. IFLA/FRBR has 4 bibliographic entities (work, expression, manifestation, item) in its conceptual model.

ISWC (*ISO 15707 Information and documentation—International Standard Musical Work*) and ISTC (*ISO/CD 21047 Information and Documentation—International Standard Textual Work Code*) provide efficient means of identifying musical and textual works to trace usage in any media for the rights societies on an international level.

Both IFLA/FRBR and ISWC, ISTC have the same word “work” to denote their objects of identification. By comparing how the word “work” is used, this paper attempts to clarify the differences of identification criteria on information resources between the bibliographic community and the rights societies. ISWC and ISTC dose not use the word “work” in the same way as IFLA/FRBR does. The scope of “work” in ISWC and ISTC corresponds to both “work” and “expression” levels in the IFLA/FRBR conceptual model. The differences in meanings of the two usages of “work” come from the different positions to information resources.

#### 目 次

- I. 電子環境下における情報源の識別
- II. IFLA/FRBR における work 概念
  - A. IFLA/FRBR の目的

菅野育子：愛知淑徳大学文学部図書館情報学科、愛知県愛知郡長久手町片平 9

Ikuko SUGANO: Department of Library and Information Science, Faculty of Letters, Aichi Shukutoku University, Katahira 9, Nagakute-cho, Aichi-gun, Aichi Prefecture, 480-1179, Japan

E-mail: [isugano@asu.aasa.ac.jp](mailto:isugano@asu.aasa.ac.jp)

受付日：2002年3月26日 改訂稿受付日：2002年7月22日 受理日：2002年8月7日

## IFLA/FRBR と ISWC, ISTC の work 概念の比較

- B. IFLA/FRBR の構成
- C. IFLA/FRBR における work 概念の役割
- III. ISWC と ISTC における work 概念
  - A. ISWC, ISTC の目的
  - B. ISWC と ISTC における作品の定義
  - C. ISWC と ISTC における作品の範囲と特徴
  - D. ISWC, ISTC における work 概念の役割
- IV. IFLA/FRBR と ISWC, ISTC における work 概念の比較
- V. work 概念の違いとその背景
  - A. 書誌的世界における識別単位
  - B. 著作権管理における識別単位
  - C. 共有化の課題

### I. 電子環境下における情報源の識別

インターネットに代表される情報通信技術の発達に伴って情報源は多様化し、それとともにその流通ルートも変化しつつある。情報源における変化は、流通ルートの各段階で影響を与えている。そのため情報源の生産、利用、提供の各段階で、これまで行なわれてきた情報源の管理方法を再検討する必要がおこっている。

たとえば図書を中心とした流通ルートを考えてみると、同じ作品とみなされるものが小説本として出版され取次を通して書店で小売されると同時に、映画化され映画館で上映される。そののちビデオとなって販売店を通して流通することもある。小説本を入手しようとする場合には、書店だけでなく現在ではオンライン書店へ Web から発注するといったルートもある。

同一の作品とみなされるものでも、それが多様な情報源となって流通する際には、小説本とビデオの場合のように、入手するまでのルートは別々である。図書館がそれらを入手した場合でも、図書と視聴覚資料として別々に整理し提供されるのである。

しかし、図書を読んだ利用者がその内容を映像で見たい場合や、ビデオから文学作品を知り、その原作本を読みたい場合などを考えれば、同じ作品に由来する多様な情報源を同時に検索し利用できることが望まれる。図書だけでなく、静止画、

ビデオ、音楽 CD といった複数のメディアを同時に利用する機会は今後ますます増えることから、情報提供機関でのより効果的な管理、提供が必要である。

また、情報源の管理は著作権処理の場合も重要である。流通ルートが複雑になり流通過程において無断複製が行なわれ易くなれば、作品の使用を追跡することも権利処理を行なうことも難しくなる。たとえば、音楽作品の実演・レコード・放送に関しての製作と利用者間での取り決めも、インターネットでの情報源の無断使用、改変、配信に對しては効力がないといった問題も起こっている。一方、利用の場で利用者が自ら権利処理を行なおうとする動きもある。Web 上の情報源を個人がダウンロードしたい場合や、図書館が利用者へ提供する際に、利用者自身あるいは図書館が代わって即時に権利処理を行なうことで情報源の利用が可能となるような仕組みが望まれている。

複数の情報源を同時に検索し、利用し、権利処理を行なうといった異なる作業を一括処理しようとする場合には、対象となるものが同一であるという確認、すなわち情報源の識別が重要な鍵となる。

これまで各種の情報源は、図書館や出版者、博物館や美術館、文書館、著作権管理機関、特許管理機関などの各機関によって独自に管理されてきた。各機関では、目録規則に基づく書誌レコード、商品管理を重要な目的とする ISBN のような図書

コード、博物館資料の台帳データ、文書管理データ、著作権管理コード、などを用いて、個別に様々な方法で情報源に関する二次的情報を作成してきた。

異なる種類の機関が、相互に情報源とその情報（二次的情報）のやりとりを行なうためには、識別方法に何らかの共通性が必要である。しかし、現在各機関で作成されているコードや記録レコードは識別単位や重視する項目に違いがみられる。たとえば、同じ図書を対象にしても、書店における記録では取引先の出版者や図書の価格、売上情報が重要であるが、図書館では利用者による検索の利便性を重視しているため、タイトルや著者名が重要である。

異なる背景のもとに作成してきたレコードやコードを相互に調整し、新たな流通ルートにおいて相互に利用可能な管理レコードやコードのあり方を検討することが望まれる。そのためには、まず各機関における情報源の識別方法の違いについて十分な検討が必要である。

本稿は、各機関における情報源の識別方法の違い及びその背景を検討することを目的とする。この目的のために本稿は、研究対象として図書館と著作権管理機関をとりあげる。この2つをとりあげた理由は、(1) 両者が同じ情報源を対象としながらも、前者は情報源の提供という立場から、後者は情報源の生産という立場から、情報源の識別を行なっており、また、(2) 電子環境下に対応するためにそれぞれが書誌レコード及び著作権管理コードに関する新たな提案を行い、その中で情報源の識別単位に対する考え方方が整理されているからである。

図書館では、目録に関する議論の長い伝統がある。それを踏まえて国際図書館連盟(IFLA)は、電子的情報源やネットワーク上の情報源の登場といった新たな事態に対応するために、『書誌的記録のための機能要件』(Functional Requirements for Bibliographic Records) (こののちIFLA/FRBRとする) と題した報告書を発表した<sup>1), 2)</sup>。

一方、作家や作曲家の側では、ネットワーク上

で起こる作品の無断使用や改変という問題に直面し、その作品使用にかかる著作権管理の改善策を提案している。すなわち著作権協会国際連合(CISAC)は、音楽作品や言語による作品を対象とした世界共通の識別コードである ISWC (国際標準音楽作品コード)<sup>3)</sup> と ISTC (国際標準作品コード)<sup>4)</sup> を提案した。

IFLA/FRBR と ISWC, ISTC は、同じ情報源を対象に管理し、work という同じことばで指示されるものを単位として識別を行なおうとしている。しかし、のちに検討するように、同じことばを用いているものの、両者の意味するところはかなり異なっている。これは、利用者への提供サービスという観点で情報源の識別を考えてきた図書館と、生産者の権利保護という観点で情報源の識別を考えてきた著作権管理機関との立場の違いが反映しているからだと考えられる。

両者の work 概念を比較することで、同じ情報源に対する識別単位の違い、違いを生み出す背景、ひいては識別単位を共通化する際の課題を明確にできよう。

本稿では、まず IFLA/FRBR における work 概念(第 II 章)と ISTC, ISWC における work 概念(第 III 章)を詳細に分析する。次に、両者の work 概念を比較することによって情報源の識別単位の違いを明らかにする(第 IV 章)。さらにその違いがそれぞれの機関の立場や背景をどのように反映しているかを検討する(第 V 章)。

将来の電子環境下において、著作権管理機関は図書館を含めた多様なルートで流通する情報源を対象に権利保護のために情報源を識別しておく必要があり、一方、図書館は電子情報源の普及に伴い、図書館での使用にかかる著作権処理を考慮した情報源の識別を必要とすることになろう。2つの機関における情報源の識別単位を比較し、それぞれの識別単位に対する考え方の違いを明らかにし、識別単位の共通化の可能性を探ることは、多様な情報源の発生から利用までの全過程にわたって、関連機関が情報を共有し、効果的な流通利用体制を検討する上で重要な基礎的作業となる。

## II. IFLA/FRBR における work 概念

### A. IFLA/FRBR の目的

これまで IFLA は、目録の理論と実践について国際的なレベルで検討を重ねてきた。1961 年のパリ原則や、1971 年発行の ISBD (M) はその成果の代表的なものであった。

近年、出版量の増大、コンピュータ処理による大量の目録データ作成のなかで、コスト削減を目的とする、目録作成の簡略化（「最小限のレベル (minimal level)」での目録作成）が求められるようになった。一方、電子的情報源やネットワーク上の情報源の登場によって多様化する利用者の要求への新たな対応が必要となった。これらを受けて、1990 年に開かれた IFLA Universal Bibliographic Control and International MARC (UBCIM) プログラムと書誌コントロール部会による書誌レコードに関するセミナーは、目録作成のコスト削減と同時に利用者の要求に適した、多種多様なタイプの資料に対応できる書誌レコード作成のための枠組み作りを提言した。

セミナーの決議のひとつに、書誌レコードの機能的要件を定義するための研究が挙げられ、研究担当として、IFLA の目録部会及び分類・索引部会からメンバーが指名された。その活動は、IFLA/FRBR として、1997 年 9 月に IFLA 目録部会常任委員会で認められた<sup>1)</sup>。

IFLA/FRBR の主要な目的は次の 3 つである。

- ・書誌レコードとして記録されたデータと利用者の要求とを関連づけるための明確に構造化された枠組みを提供すること
- ・各国で作成される書誌データベースシステムのための（共通）概念モデルを作ること
- ・各国で作成される書誌レコードの基本レベル (basic level) となりうるものを見出すこと

つまり IFLA/FRBR には、図書館が作成してきた書誌レコードを分析し、多様な情報源に対して利用者が持ち得る要求に応えるために必要な要素がまとめられた。その内容は、書誌データベー

ス構築に必要な項目が示され、さらに項目間の関係付けが示された“書誌モデル”<sup>5)</sup>、つまり、書誌的世界の構造を表すための概念モデル、と呼ぶことのできるものである。なお、この概念モデルとは、データベース構築の際に用いられるモデル化手法での意味であり、IFLA/FRBR では E-R モデルという手法を用いている<sup>6)</sup>。

こうした概念モデルを用いることで、各図書館が全国書誌を作成し、国家間で書誌レコードを共有することができるとしている。

### B. IFLA/FRBR の構成

#### 1. 全体

リレーションナル・データベース作成のためのモデル化手法の 1 つである E-R モデルでは、entity (実体) と relationship (関連) がデータベースを用いて処理される対象とその関係を表すものとして用いられる。entity は、データベースが対象とする世界 (領域) で認識される実体 (対象) を示すものであり、IFLA/FRBR では、書誌的世界を対象世界として捉え、情報源に関し利用者が検索する際に重要となるものを 10 個の entity として取り出して、それらを 3 つのグループに分けている。

第 1 グループは、“書誌レコード中に記述された知的あるいは芸術的活動の成果”<sup>1)</sup> としての情報源を利用者がどのように認識しているかを 4 つの entity、すなわち work, expression, manifestation, item で表現している。

第 2 グループは、“知的・芸術的内容、物理的生産、頒布、生産物の管理、保管に責任をもつもの”<sup>1)</sup> として個人著者、団体著者、出版者、図書館などを person と corporate body という 2 つの entity で表している。

第 3 グループは、“知的・芸術的活動の対象”<sup>1)</sup> となった主題（テーマ、概念、人物、出来事、時代、地域など）を concept, object, event, place の 4 つの entity で表している。

3 グループの関係は、第 2 グループが主体となって第 3 グループの対象へ働きかけ、その結果として第 1 グループの成果が生まれるというも

のになっている。従って、3つのグループの中で、第1グループが情報源自体を記述する中心的な部分を構成していることがわかる。

第1グループでは work の下に他の entity が順に関係付けられている（第1図参照）。この4つの entity と矢印で示された entity 間の関係が、利用者の情報源を捉える観点をモデル化しているのである。

work は抽象的な概念として知的あるいは芸術的創作物 (creation) を表し、expression は work の知的あるいは芸術的創作物を具現化（実感、理解、現実化）したものを表している。この work と expression は、利用者が求める知的あるいは芸術的活動成果の内容について記述するための entity として機能する。つまり、どのような内容がどのように表現されているかを利用者が知る観点である。

manifestation は、知的あるいは芸術的内容を物理的に具体化したものを表し、item はその一事例を表している。manifestation と item は物理的な形式を記述するための entity として機能する。つまり、どのような媒体で流通し、それがどこに行けば入手できるのかを、利用者が知るための観点である。

このなかでも work は利用者が認識する実体として最初に位置づけられており、そこからその他3つの entity が連なった形をとっている。work と expression 間は、1つの work に複数の ex-

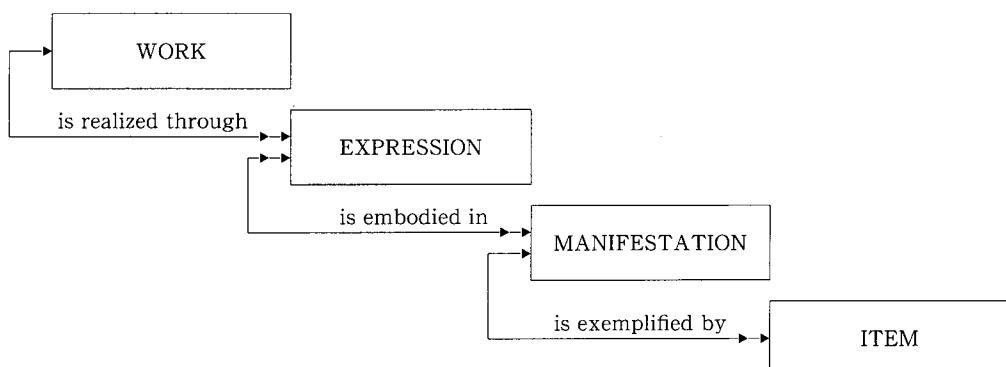
pression が関係付けられ、expression と manifestation 間では互いに複数の entity を関係付けることができる。manifestation と item 間は、1つの manifestation を複数の item に関係付けるようになっている。

第2図は、IFLA/FRBR における work, expression, manifestation, item の関係を源氏物語の事例を用いて作図したものである。「紫式部による源氏物語」という抽象的な work という entity の下位には、書き写し文、訳文という複数の expression が連なる。各 expression の下位には、写本、CD-ROM、図書といった複数の manifestation が連なり、各 manifestation の下位には各資料の所蔵状況（所蔵館および請求記号のような管理番号）が連なる。IFLA/FRBR はこのような4層の階層関係と、expression 間、manifestation 間、item 間での兄弟関係（“sibling relationship”<sup>1)</sup>）をもっている。

## 2. entity としての work

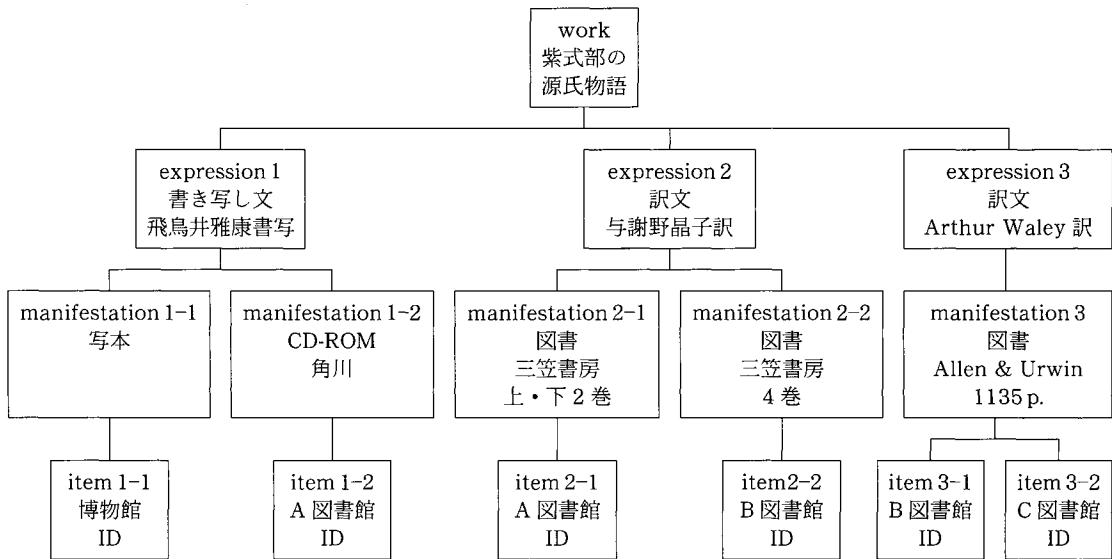
work という entity は知的あるいは芸術的創作物 (“intellectual and artistic creation”<sup>1)</sup>) であり、抽象的なものであるとされている。具体的には、文学作品や音楽作品などで、それが言語や音声で表現される以前の状態を指している。以下に具体的に記述の事例を見る（第3図）。

work A は、いわゆる源氏物語の原作を対象とした場合の work であるが、work B は原作を基礎にしながらも瀬戸内寂聴の視点によって改作さ



第1図 work, expression, manifestation, item の関係<sup>1)</sup>

### IFLA/FRBR と ISWC, ISTC の work 概念の比較



第2図 源氏物語を事例とした work, expression, manifestation, item の関係

#### **work A**

紫式部の源氏物語

##### **expression A-1**

飛鳥井雅康による書き写し文

##### **expression A-2**

与謝野晶子による訳文

##### **expression A-3**

幸田弘子による朗読

#### **work B**

瀬戸内寂聴の私の源氏物語

##### **expression B**

瀬戸内寂聴による現代語文

第3図 源氏物語を事例とした work

れたものを対象とした場合の work である。ここでは work が創作物の識別のために機能していることがわかる。

次に、work は“個別に表現されることによって、あるいは expression という entity を通して（はじめて）認識される”<sup>1)</sup>としている。work と expression との関係付けは、第3図の work A とその下位にある expression A-1, A-2, A-3 との関係にあたる。また、work は多様な expression 間や expression の中に “内容の共同体 (com-

monality of content) においてのみ存在”<sup>1)</sup> するとされている。これは、expression A-1 と expression A-2 と expression A-3 の関係を指しているのである。

work は、特定の表現形式や媒体を指定せず作品自体を求める利用者の検索要求に対応するものである。つまり、「源氏物語の内容が知りたい」という、利用者の要求に応えるために、書誌データベースには紫式部の源氏物語という作品名を work という種類の entity に記述しておく。それによって、源氏物語の底本や現代語訳を読みたい利用者にも、朗読で源氏物語を楽しみたい利用者にも、そしてそのような特定の表現形式に依らない利用者にも、対応できるようになっている。そして、1つの表現形式を知る利用者が他の表現形式のものを知ることができるよう、work という entity の下位に expression (知的あるいは芸術的創作物の表現) を関係づけているのである。

つまり、work は、同じ作品に由来する多種多様な表現形式の違いを見つけたり、あるいは同一の作品から由来する、ある1つの表現形式から他の表現形式を見つけるために、表現形式の違いを区別する expression を下位のレベルに

伴って作品を識別している。

ただし、同じ作品から由来するものであっても、言い換え (paraphrase)、翻案、子供用に脚色したもの、パロディー、抄録、抜粋、要約、文学作品からドラマへと脚色したものは、異なる work として区別し記述される。音楽作品の場合は、編曲は区別されないが、変奏曲や完全な改作は異なる work として区別し記述される。

### 3. expression の機能

expression という entity は、文字、数字、表音法、振り付け、サウンド、イメージ、オブジェ、動作、あるいはそれらを組み合わせた形式といった表現の違いを、同一の work の下で区別して記述するために機能している。この entity では、第 3 図で示したように、原文、訳文、朗読といった表現形式を記述し、書体、ページレイアウトといった物理的な形式は、下位の manifestation で記述される。

原作の形式変更（たとえば、文語体から口語体への変化）や、ある言語から他の言語への翻訳のような変更は、原作と同一の work としてみなされる。expression のレベルで識別されるものには大きく分けて、①内容の変化として、改訂、更新、縮小、増補されたテキスト、②テキスト列の変化として、翻訳、楽曲の編曲、文章表現で特定の語、文章、文節が変化したもの、音楽作品の表現形式では音符、楽句区切り法が変化したもの、③内容の追加として、楽曲にパートや伴奏を追加したもの、映画の吹き替えや字幕スーパーが付いたもの、がある。

たとえば図書の場合、初版と改訂版、あるいは原典と翻訳版は、それぞれ expression レベルで区別される。expression は、「初版ではなく第 2 版が見たい」、「あの作品の日本語版がほしい」という利用者に対応する部分である。

第 2 図で見たように、このような expression を下位に位置づけることで、work 自体は初版と改訂、原典と翻訳版、原曲と編曲を識別しない。

### 4. manifestation の機能

manifestation は、抽象的なもの (work) が表現形式を伴い (expression)、それが物理的に具体

化されたもの、について記述するために設定された entity である。つまり、manifestation は、知的内容 (work) とその表現形式 (expression) が同一のもので、物理的な物体 (physical object) が異なるものを区別する。具体的には、原稿、図書、逐次刊行物、地図、ポスター、録音物、映画、ビデオ、CD-ROM、といった物理的な媒体を伴った資料<sup>7)</sup>をその物体としての特徴で区別し、利用者に「どのような媒体で情報源を提供できるか」を知らせる部分である。

第 4 図は、源氏物語を例に、manifestation での記述を作図したものである。



第 4 図 源氏物語を事例とした manifestation

源氏物語を飛鳥井雅康が書き写したものは、1941 年に写本となり、大島本と呼ばれる紙媒体のもの (manifestation 1) と、その大島本を底本として作成された CD-ROM (manifestation 2) となっている。

manifestation は、同じ作品で同じ表現形式であったものを、物理的な形式の違いによって区別し、たとえば第 4 図の場合のように、「本で読んだ名作の本文について、CD を用いて検索したい」という利用者にも対応できるように機能している。

### C. IFLA/FRBR における work 概念の役割

work, expression, manifestation という 3 つの entity の検討を通して、IFLA/FRBR における work 概念の明確化を試みた。work は、抽象的なものであり、expression や manifestation を伴ってはじめて認識できるものであるとされて

いた。work には、文学作品や音楽作品にあたるもののが含まれるが、いずれも特定の表現形式や物理的媒体をともなわない。そのため work がある言語によって初めて表現された原作も、原作と異なる言語で表現された翻訳本も、あるいは異なる媒体変換がなされた電子図書も、すべて同一の work であるとして識別しない仕組みである。たとえば、紫式部の源氏物語が与謝野晶子によって解釈されたものも、アーサー・ウェリーによって英訳されたものも、それら派生物はすべて「紫式部の源氏物語」という抽象的な work の下にまとめられている。

### III. ISWC と ISTC における work 概念

#### A. ISWC, ISTC の目的

世界各国の著作権管理団体から構成されている国際組織である CISAC (International Confederation of Societies of Authors and Composers: 著作権協会国際連合) は、著作権管理団体からの要望を受け、作品コードに関する国際規格案を 1996 年に提案した<sup>8)</sup>。提案は、作品（著作）があらゆる媒体で発表され、出版され、あるいは流通した場合に、作品の使用に関する著作権処理を円滑に行なうためのものであった。作品の使用に関する記録を、著作者、著作権管理機関、出版者や音楽製作者、販売業者、図書館が相互に交換し共有するために、作品にコードを付けることが提案された。その後、コードの適用領域の違いから、作品の種類（音楽作品と言語による作品）によって、別個に 2 つの規格案として進められることになった。

すでに国際規格となっていた ISBN, ISSN, ISMN といった識別番号（紙媒体を中心とした物理的な存在に対して付与）との調整（相互の役割分担の明確化）を行いながら、新たに作品自体に番号を付与し識別することを目的としたコードとして、音楽作品を対象とした ISWC (International Standard Musical Work Code)<sup>3)</sup> と言語による作品を対象とした ISTC (International Standard Textual Work Code)<sup>4), 9)</sup> が提案された。

ISWC, ISTC の目的は、それぞれが、コードに

よって音楽作品あるいは言語による作品の著作権を国際的に管理することである。現在 ISWC は、各国の ISWC 登録機関へ作曲家が自ら音楽作品を登録することで、作品に付与されており、同時にコードが付与された作品ごとにメタデータも作成されている<sup>10)</sup>。

IFLA / FRBR の work と区別するために、ISWC で用いられている musical work については「音楽作品」という語を、ISTC での textual work については、「言語による作品」という語を、ISWC と ISTC に共通する work については「作品」を、IFLA/FRBR と共に共通する work については「work」という語を用いることにする。

#### B. ISWC と ISTC における作品の定義

ISWC では音楽作品を“無形の創作物 (intangible creations)”<sup>3)</sup> と定義し、ISTC では言語による作品を 1 つあるいはそれ以上の manifestation (具現化) を通してその存在が明らかとなる“心の中にある抽象的な創作”<sup>4)</sup> であると定義している。

すなわち、定義文の表現は異なるが、どちらも無形の創作物を意味しており、表現されたものを指してはいない。また、公表、未公表に関係なくすべての作品を対象としている。音楽作品が記譜されることも、演奏されることも、録音されることもない場合でも、言語による作品が原稿作成されることも、出版されることも、映画化されることもない場合でも、その創作者 (creator) が作品として登録すれば、ISWC や ISTC が付与され唯一の作品として扱われることになる。

このような登録制度によって、予め作品に ISWC や ISTC を付与しておくことで、著作権管理機関はその作品がのちに表現され、公表された際に生じる権利処理を簡便に行なおうとしているのである<sup>11)</sup>。

ISWC での音楽作品は無形の創作物であるから、音楽作品の具体物（例えば、CD に録音された音楽作品）や、音楽作品に関連した物体 (object)（例えば、楽譜）を識別するためには用いられない。こうしたものに対しては、すでに録音された

楽曲を識別するコードとして ISRC や、楽譜を識別する番号として ISMN がある<sup>12)</sup>。

また、ISTC での言語による作品も、抽象的な創作物であるから、小説本や雑誌論文を識別するためには用いられない。すでに図書の識別番号としては ISBN、逐次刊行物の識別番号としては ISSN、論文記事の識別子として SICI がある<sup>13), 14), 15)</sup>。

### C. ISWC, ISTC における作品の範囲と特徴

ISWC と ISTC が作品としてみなすことのできる範囲を見ることにする（第 1 表参照）。

ISWC での作品の範囲を見ると、非常に限定されたものであることがわかる。すなわち、原曲の少しの改変でも、そこに創作性を認めて区別し、新たなコードが付与される。たとえばクラシックの原曲を改変してジャズ風にアレンジしたもの、原曲の一部分であったがその部分だけがよく演奏され知られているもの（たとえば、ベートーベン交響曲第 9 番の歓びの歌）、原曲から抜粋したもの、原曲の旋律からなるもの、複数の原曲のサンプルから構成されたもの（以前に録音された楽曲からとったリズムをラップで表現したような新たな曲）は、その創作性から区別される。また、異なる言語の歌詞がつけられたものも原曲と異なる創作性を有する作品とみなされる。

ISWC において同じ音楽作品とみなされるのは、創作性を有する内容が同一であり、原曲と同

じ旋律を異なる楽器によって演奏したものや、同じ旋律をそのまま繰り返したものも、同一の音楽作品として同じコードが付与される。

次に、ISTC での作品の範囲を見ると（第 1 表参照）、ISWC と同様に原作間の異なりを厳密に捉えていることがわかる。すなわち、原典が少しでも変更された場合には原典とは別の作品としてみなされ、異なるコードが付与される。原作に対する変更には、翻訳、改訂、翻案、要約、抜粋などの内容変化から、原作への注記の追加や部分削除、などが含まれる。追加を原作の変更としてみなすのは、原作に注記を与えたものや、解題を付けたものである。削除に関しても簡略版の作成だけでなく公表するにあたって問題のある箇所をえて削除した場合も、原作の変更としてみなされる。「明記されない内容変化」とは、登録者から変更内容が特に知らされないまま内容に変更がなされた場合などである。

ISTC においては、原作と表記が異なるもの、活字が異なるもの、誤植を訂正したもの、装丁が異なるもの、HTML と PDF といったフォーマットの違い、などは同一の作品として同じコードが付与される。

### D. ISWC, ISTC における work 概念の役割

ISWC と ISTC は、それぞれの作品に関する定義や範囲を見た結果、どちらも無形の創作物を識別するためのコードであることがわかった。

第 1 表 ISWC と ISTC における作品の事例

音楽作品の事例 (ISWC)	言語による作品の事例 (ISTC)
反復を除く音楽作品の内容変更	翻訳
新たな編曲	改訂
音楽作品の楽章あるいは主要部分で、樂曲全体に対するタイトルと違うもので知られているもの	翻案・脚色
大作の抜粋曲	要旨・草稿などの詳述・敷衍
長い間演奏されつづけてきた樂曲あるいはその抜粋曲からなる旋律	明記されない内容変化
以前の樂曲のサンプルから成る音楽作品	編纂
歌詞の翻訳	抜粋、抄録
	書物・映画の簡約版
	解題追加による増大
	批評追加による増大
	不適当な箇所の事前削除
	文章以外の追加

## IFLA/FRBR と ISWC, ISTC の work 概念の比較

これは、著作権法にあるような著作物の定義に沿ったものである。すなわち、著作物の要件には、「思想感情」という無形なものを内容とすることと、創作性を有することがあげられているのである<sup>16)</sup>。このことからも、ISWC, ISTC における work 概念は、著作権管理の目的にかなったものとなっていることがわかる。

次章では、IFLA/FRBR との比較を行なうが、その際に、ISWC と ISTC の work 概念は異なる表現形式に適応されたものであるが、同じ枠組みを共有するものとしてまとめて扱うことができよう。表現形式の違いを考慮する場合には、IFLA/FRBR における音楽作品の識別に関しては ISWC を、言語による作品の識別に関しては ISTC を比較対象とする。

### IV. IFLA/FRBR と ISWC, ISTC における work 概念の比較

(1) IFLA/FRBR の work と ISWC, ISTC の work は共に、抽象的で無形なものとされていた。IFLA/FRBR の work は、expression や manifestation を伴って初めて認識されるものであるとされていた。また ISWC, ISTC の work も無形の創作物を指すものであり、表現されたものではないとされていた。両者の work 概念は、抽象的で無形である点で共通していた。しかし、ISWC, ISTC の work 概念には創作性が求められていたことから、範囲が限定されていたのに対して、IFLA/FRBR の work 概念は広く、あいまいなものであった。

次に、work 概念を設定することで両者は情報源を何に基づいて識別しようとしていたか、すなわち識別単位は何であったかを考える。

(2) 両者の work 概念は、情報源を内容に基づいて識別する役割を果たしていたことが明らかとなった。ここでの内容とは、表現形式を伴って初めて認識される内容である。IFLA/FRBR の work 概念も、情報源を識別するために必ず expression レベル（表現）を伴う必要があったが、work 自体が示していた識別単位は、表現された意味内容に基づくものであった。ISWC, ISTC に

おいても、作品は表現形式を伴って著作物として認識されるものであるが、コードによって識別されていた作品という単位は、表現内容ではなく意味内容であった。

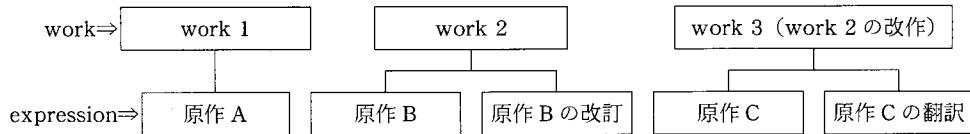
(3) 文学作品や音楽作品が单一の表現形式しか伴わない状態での識別、つまり原作や原曲間での内容の異なりに基づく識別においては、両者の work 概念は共通した役割を果たしていたが、その「内容の異なり」については、両者の考え方には違いが見られた。このような識別単位における程度の違いについて詳しくみることにする。

第 5 図は、IFLA/FRBR と ISWC, ISTC における work 概念の範囲と work 概念によって識別される単位の違いをみるために、両者の対応関係を示した図である。図の上部に IFLA/FRBR の図を、下部に ISWC, ISTC の図を配置した。

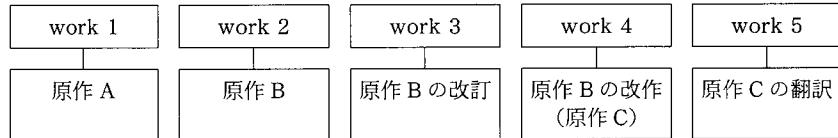
IFLA/FRBR では、情報源を識別するために、work, expression, manifestation, item という 4 階層が設定されていた。その最上位にある work は、work 1, work 2, そして work 2 を改作した work 3 で表したように、原作間および原作と改作間とを識別していた。しかし、work 2 や 3 の下位に示した原作の改訂や翻訳は、テキストの変化であるとみなされ、下位の expression において識別していた。つまり、IFLA/FRBR の work 概念は、原作間を“他に依存しない知的あるいは芸術的成果”<sup>17)</sup> であることを基に識別し、同時に“知的あるいは芸術的成果に著しい改変”<sup>18)</sup> が認められる改作も原作と区別していた。改作以外の、その他の改変は、原作の派生物として区別することを避けていた。

一方、ISWC, ISTC の work 概念は、IFLA/FRBR の work と expression の二つのレベルに対応していた。すなわち、第 5 図で示したように、原作 A, B だけでなく、原作 B の改訂も原作 B の改作（原作 C）もすべて識別していた。ISWC, ISTC の work は、同一の作品としてみなす範囲を狭く設定し、識別の程度を厳しくしていた。一方、IFLA/FRBR の work は、作品内容の変更の中でも改作以外の改変については同一の作品として認めていた。

## &lt;IFLA/FRBR における work&gt;



## &lt;ISWC, ISTC における work&gt;



第5図 IFLA/FRBR と ISWC, ISTC の work 概念の違い

(4) ISWC, ISTC が創作性によって作品の区別を明確になっていたのに対して、IFLA/FRBR は、情報源に対する利用者の観点によって、作品を区別していたのである。

改作以外のその他の改変をすべて原作とともに同一の work としてまとめたのは、利用者が改変された作品の探索に、原著の著者名、タイトルをよく用いることを考慮した結果である。たとえば、利用者が「あの作品が読みたい（聞きたい、見たい）」という場合で、求める情報源についてその版や言語、あるいは出版者や出版年などが不確定である場合に、多様な表現形式や物理的媒体を伴った情報源から必要なものを探すことができるよう、原作と派生物とを work レベルではなく expression レベルで区別しておく必要があった。この点は、AACR2 の「他の著作を改変した著作」の項目に、改変は異なる著作（作品）としてみなされるが、“ただし、改変が更新、簡略化、改訂、再構成などである場合には”<sup>17)</sup> [AACR2: 21.9]、同じ作品とみなすことにされている。このような目録規則の考え方へ従って、IFLA/FRBR の work 概念は、改作（脚色など）を識別する機能を果たすが、その他の改変（改訂など）については識別しないのである。

音楽作品の場合では、ISWC で区別された編曲が、IFLA/FRBR の work レベルでは区別されず、原曲との区別は expression レベルで行なわれていた。言語による作品の場合においても、

IFLA/FRBR では、旧版から新版への改訂や、文語体から口語体への改変、ある言語から他の言語への翻訳は、原作と同一の work とみなされた。

この違いは、初版の図書とその後の改訂版との関係を考えれば理解しやすいであろう。教科書や年鑑、ハンドブックなどのように、タイトルは変わらないが、執筆者が変わるごとに、重版されるものがある。情報源の利用者は、初版あるいは改訂版のいずれかを知ることから、他の版の存在に気付くとして、IFLA/FRBR では原作も改変も work レベルで識別せず、expression レベルではじめて区別することになっている。これは原典と翻訳版との関係でも同様の扱いであるが、この点についても AACR2 の規則の中で決められている<sup>17)</sup> [AACR2: 21.14]。翻訳版と原典は異なる著作であるという議論がなされているが、翻訳本は“原典の言語を理解できない利用者にとっての代用品”<sup>18)</sup> という議論から、現在も目録規則において、原典と翻訳版は同じ基本記入のもとに記述され、これに対応して IFLA/FRBR においても、work レベルではなく expression レベルではじめて区別されることになっている。

## V. work 概念の違いとその背景

## A. 書誌的世界における識別単位

IFLA/FRBR における work 概念は、ISWC, ISTC と比較して、識別の基準はあいまいなものであった。単独の原作間や原曲間は識別していた

## IFLA/FRBR と ISWC, ISTC の work 概念の比較

が、原作（原曲）と改変とを完全に識別するものではなかった。改変の程度が、“原著の性格や内容を本質的に変えたり、表現の手段が変わったりした場合”<sup>17)</sup> に限って識別を行なっていた。つまり、IFLA/FRBR における work 概念は、単独で情報源を識別するように機能してはいなかった。むしろ expression レベル、manifestation レベルを伴って初めて情報源の識別がなされていた。IFLA/FRBR の work 概念は、expression, manifestation という下位レベルの記述を伴って初めて情報源の識別という役割を果たすことができる。

利用者サービスを重視した IFLA/FRBR においては、work 概念の導入は不可欠であった。なぜなら、work 概念による識別の対象は図書館資料であり、資料は利用者が探し、選択する対象であると考えられているからである。

カッターは、目録の目的として、第一に、“著者名、書名、主題のいずれかがわかっている図書をみつけるため”<sup>19)</sup> としている。利用者が求める図書と出会うために、図書の著者名や書名を記述しておくことが目録の目的である。次に、利用者が特定した図書の中から、特定の版を“利用者が選択するのを助ける”<sup>19)</sup> ために、版表示を記述し、図書館が所蔵する特定の資料の種別（たとえば、英訳本があるか、ペーパーバックはあるか）を図書館が所蔵しているかを示すのが目録の目的であるとしている。これは、IFLA/FRBR の work レベルで作品のタイトルと著者を記述し、次に特定された作品に関する版表示、言語表示、物理的特徴を expression や manifestation レベルで記述するという構造と対応しているとみることができよう。

このような目録利用者志向の考え方を背景として IFLA/FRBR の構造が考えられたために、誰によって書かれた何というタイトルの作品かを識別する概念を頂点として、その下に版や言語の違いを区別する expression が連なり、さらにその下に物理的特徴や所蔵状況を記述する manifestation や item レベルが連なっているのである。この利用者志向の考え方は、カッター、ルベツ

キーから、英米目録規則、ISBD、そして IFLA/FRBR へと引き継がれていると考えられる<sup>20)</sup>。このような目録の歴史は、IFLA/FRBR における work 概念を生み出し、この work を中心とした目録世界の概念モデルとして IFLA/FRBR が提案されたと言えよう。

目録の歴史から生み出された work 概念は、IFLA/FRBR において expression や manifestation と組み合わせて、初めて識別機能をもつことが明らかとなった。Murtomaa はこの点について、expression や manifestation レベルでの識別が重視されすぎて、知的あるいは芸術的内容に影響を与えるような変化を work レベルでは同一のものとしてしかみなされないと指摘している<sup>21)</sup>。そのため work は内容の変化に対応した識別子とは機能せず、expression が多様化することに配慮して、その散在を防ぐための集束装置としての機能が重視されている。

つまり、IFLA/FRBR の work 概念は、情報源の内容変化を識別するために機能する実体概念ではなく、あくまでも利用者が図書をどのような観点から探そうとするのかを考慮する度に、work 概念の範囲を変更させる操作概念であった。

このことをよく示しているのが work と expression 間の相対性の問題である。たとえば、シェークスピアの「ハムレット」の初期のテキスト間での違いを研究したいと考えている利用者が多ければ、異なるテキストを持つ 2 つの「ハムレット」は、expression レベルからではなく、work レベルから区別して記述され、識別性を高めることもあるとしている<sup>1)</sup> [p. 47]。しかし、このような work と expression 間での識別の原則における例外は、利用者が情報源を探索する観点を主体にした IFLA/FRBR の立場からは許容され得ることである。

これまで目録規則でしか表現されなかった識別の単位は、IFLA/FRBR という目録世界の概念モデルを検討するという機会を得て、より明確化されたと言ってよいだろう。つまり、IFLA/FRBR は図書（特に紙媒体）という情報メディアを対象に長い歴史を通して培った work 概念を対象世界

の実体として保持しているといえよう。

IFLA/FRBR の work 概念は、記述を束ねるという機能が評価され、書誌的世界以外でも参照されており、その汎用性が期待できるものである。

## B. 著作権管理における識別単位

ISWC, ISTC は、それぞれ音楽作品と言語による作品の創作性を識別するために機能していた。識別コードによって区別された作品は、作品が何らかの方法で表現され著作物となった時にも同様に、他の著作物と区別されなければならない。ある 1 つの楽曲（音楽作品）が演奏や歌唱によって表現され、録音されて、音楽 CD となって流通する。このように著作物として流通する以前に、この権利処理を簡便にするために、予め作品を著作権法に準拠して識別しようとした。

音楽作品と言語による作品の識別コードである ISWC と ISTC は、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（ベルヌ条約）<sup>22)</sup>における著作物の定義やその範囲の影響を大きく受けていると考えられる。著作権を国際的に保護することを目的とするベルヌ条約は、書籍、小冊子その他の文書、講演や演説のような「口述の著作物」、楽曲、舞踊及び無言劇、映画、絵画や建築物、写真、応用美術、図解や図面などの著作物について与える権利を対象としたものである。この中で著作物の権利保護や利用の際の権利処理を、特に必要としていたのが楽曲と書籍であり、それらの著作権管理機関が必要として提案されたのが音楽作品と言語による作品を識別するための ISWC, ISTC であった。

IFLA/FRBR の work 概念とは異なっていた、編曲や改訂、翻訳などの改変に関する ISWC, ISTC での扱いは、ベルヌ条約第 2 条 3 項に “翻訳、翻案、編曲等による改作物は、(途中省略) 原著作物として保護される”<sup>22)</sup> とあることと、識別コードが対応していた。著作権法において、改作物は二次的著作物と呼ばれ、二次的著作物の創作には知的努力が必要であるという理由から、オリジナルな著作物として認められている。従って、改作物の権利処理を行なうためには、予め原作と

異なる識別コードを付与して、原作と改変の識別を行なう必要があったのである。

著作権管理制度は、著作権者である作曲家や作家が自ら登録することから運用され、著作権管理機関が著作権処理を代行する仕組みである。この仕組みに則って、識別コードの登録も創作者自身によって行なわれるのが原則である。従って、識別コードによって識別される作品群は、あくまでも権利処理を依頼する創作者によって登録されたものに限られているのである。

このように識別コードにおける work 概念の機能は、作品の創作性を識別することであり、それによって、のちの著作権処理の効率化を図ることであった。著作権管理において、創作性はもっとも重要な識別の単位であると言えよう。そのため電子環境下における著作権管理コードとして提案された ISWC と ISTC は、そのもっとも識別に重要なレベルを work と呼んで、コードの対象として設定したのである。

## C. 共有化のための課題

書誌的世界で提案された概念モデルである IFLA/FRBR と、著作権管理の世界で提案されたコードである ISWC, ISTC の work 概念を比較することから、それぞれの立場を反映した情報源の識別が行なわれていることが明らかとなった。IFLA/FRBR では、利用者の観点を主体とした考え方方が目録の長い伝統によって培われ、情報源の識別に必要な情報の構造を 4 つの階層に整理しようとした。その中に中心となっていたのが、書誌的世界独自の操作概念である work であった。

IFLA/FRBR の work 概念が意味内容に重点を置いていたのに対して、ISWC, ISTC の work 概念は、著作権管理の世界で重要な創作性という観点から、IFLA/FRBR の expression に該当する表現内容についても作品とするものであった。

この 2 つの世界における情報源に関する情報（二次的情報、あるいはメタデータ）の共有化を検討するにあたっては前段階として、2 つの課題がある。

1 つは IFLA/FRBR の work と expression 間

## IFLA/FRBR と ISWC, ISTC の work 概念の比較

の原則における例外である。IFLA は、この原則にどこまで準拠するかについては、国や文化の違い<sup>1)</sup>を考慮するために、二次的情報を作成する図書館の裁量に任せている。これは国家間での調整を踏まえたコード化を検討している CISAC と異なる点である。

もう 1 つは、ISWC, ISTC の登録制度である。これまでの音楽や出版での著作権管理においても著作者や著作権者による登録申請が前提であったが、電子情報源やマルチメディアを含めた情報源における作品の識別においても登録申請がおそらく前提となろう。登録された作品に限定した識別活動であることを考慮せざるを得ないことや、各国のコード管理機関の体制や著作権法の違いを調整するという課題も検討する必要がある。

### 謝 辞

構想から原稿完成まで、懇切丁寧なご指導を頂戴しました慶應義塾大学田村俊作教授に対しまして、ここに深く感謝を申し上げます。

### 注・引用文献

- 1) Functional Requirements for Bibliographic Records: final report. IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. Munchen, K. G. Saur, 1998, 136 p.
- 2) 引用文献 1) のタイトルの訳は、下記の文献に依った。  
谷口祥一. 三層構造モデル再論: IFLA『書誌的記録の機能要件(案)』との比較を通して. 図書館学会年報. Vol. 43, No. 1, 1997, p. 1-18.
- 3) ISO 15707: 2001 Information and Documentation—International Standard Musical Work Code(ISWC). ISO, 2001, 10 p.
- 4) ISO/CD 21047 International and Documentation—International Standard Textual Work Code (ISTC). ISO, 2001, 24 p. (国際規格委員会原案が承認され、現在国際規格案作成中の段階である)
- 5) Tillett, B. Cataloguing rules and conceptual models. The OCLC Office of Research Distinguished Seminar Series, 1996. Available from <<http://www.oclc.org/oclc/new/n220/research.htm>> [cited: 2002-02-13]
- 6) 下記の文献が E-R モデルの初出論文である.

Chen, P. P. The entity-relationship model: toward a unified view of data. ACM Transactions on Database Systems, Vol. 1, No. 1, 1976, p. 9-36.

Available from <<http://bit.csc.lsu.edu/~chen/papers.html>> [cited: 2002-03-11]

- 7) この他にも manifestation レベルで扱う対象には、手書き原稿、声を録音したテープ、油絵のオリジナルといった単一の物理的標本や、配布や頒布を目的とした複製もある。複製でも出版者、制作者などによるものと、限定複写（たとえば、楽曲のオリジナル録音の複製）あるいは保管のための複製（たとえば、オリジナル原稿を耐久性のある用紙に複製する）もある。

また、原稿、オリジナル作品といった一つしか存在しないものだけでなく、刊行物、同一組み版から刷ったもの、全国で同時に封切られる映画などの生産物についてもその特性から区別して記述するために機能する。この場合、manifestation には物理的な特徴が記述され、その下位である item で生産物すべてが記述され、manifestation での記述と関連付けされることになる。なお、複製が完了した後の変化（たとえば、乱丁、再製本）は、同一の manifestation として扱われ、下位の item レベルでその特徴が記述される。

- 8) ISO/TC46/SC9 Information and Documentation—Presentation, Identification and Description of Documents. Report of the meeting, Oslo, 1996. 1 v.
- 9) ISTC は著作権管理団体だけでなく、デジタル・コンテンツの提供に参画している出版関連機関からも関心が寄せられている。規格化のためのワーキング・グループには、OCLC の Albert Simmonds がプロジェクト・リーダーを担当し、その他には CISAC, Xlibris, Book Industry Study Group（出版流通に関する非営利の研究機関で、Elsevier, McGraw-Hill, AMAZON.COM, American Booksellers Association などの出版者が参加している）などから代表メンバーが参加している。
- 10) ISWC の国際登録管理機関は、CISAC が担当しており、下記の Web サイトで活動状況を知ることができる。  
CISAC. CISAC-ISWC. Available from <<http://www.iswc.org/iswc/en/html/Home.html>> [cited 2002-03-23]
- 11) ISTC はすでに図書として出版されている作品にも付与される。たとえば、すでに出版されている図書にコード付与がなされていないとも、CD 化される時点でのコード付与がなされる場合である。
- 12) いずれも具体物であるが、前者は CD に記録された時点の楽曲を指し、後者は出版物となった楽曲をさすことから、前者はレコード業界、後者は出

- 版業界が関係しているという違いを明確にしておく必要がある。
- 13) 菅野育子. 文献識別番号の検討: ISBN, ISSN, ISAN, ISWC(1)-(2). カレント・アウェアネス. (1) no. 233, 1999, p. 7-8. (2) no. 234, 1999, p. 3-4.
  - 14) 菅野育子. 文献識別番号の検討: 国際標準番号制度を中心に. 1997 年度三田図書館・情報学会研究大会発表論文集. 東京, 1997, p. 53-56.
  - 15) 菅野育子. 文献識別の範囲と限界: 電子文献の識別と著作物の識別. 第 46 回日本図書館情報学会研究大会発表要綱. 1998, p. 47-50.
  - 16) 著作権情報センター編. 著作権事典. 新版. 東京, 出版ニュース社, 1999, 615 p.
  - 17) Anglo-American cataloguing rules: prepared under the direction of the Joint Steering Committee for Revision of AACR, a committee of the American Library Association, the Australian Committee on Cataloguing, the British Library, the Canadian Committee on Cataloguing, the Library Association, the Library of Congress. 2nd ed. 1998 revision. Chicago, American Library Association, 676 p.
  - 18) Yee, Martha, M. What is a work? Cataloging & Classification Quarterly. Vol. 19, No. 1, 2, Vol. 20, No. 1, 2, 1994-1995.
  - 19) Cutter, C. A. Rules for a printed dictionary catalogue. [Washington: Government Printing Office, 1876], 89 p.  
Eva, Verona. 国際図書館協会連盟パリ目録原則コンメンタール. 決定版. 註解と例; 国際図書館協会連盟〔編〕. 坂本博〔ほか〕訳. 東京, 図書館技術研究会, 1977, 142 p.
  - 20) Chan, L. M. 目録と分類. 上田修一〔ほか〕訳. 東京, 効草書房, 1987, 418 p.
  - 21) Murtomaa, E. The Impact of the functional requirements for bibliographic records recommendations on the ISBD (ER). 64<sup>th</sup> IFLA General Conference. Aug. 21, 1998. Available from <<http://www.ifla.org/IV/ifla64/065-74e.htm>> [cited 2002-03-23]
  - 22) ベルヌ条約逐条解説 黒川徳太郎訳. 東京, 著作権資料協会, 1979, 245 p.